

タイ人女性による殺人事件

—法廷通訳人の実態—

長 尾 ひ ろ み

はじめに

21世紀に入り、グローバル化が進み、大手産業が地球上で市場を独占し始めて10年から20年になる。コカコーラ、マクドナルドはもとより、ナイキやスエット製造を労働力の安い中国、台湾などで行うことが常識となってきた。つまり地球上で大きな産業が市場、製造、販売部門を分離して最も経済的に機能するようになってきたのである。それに伴い、人間は大きな波を作りながら移動し始めている。ゲルマン民族の大移動は何百年とかけての大陸移動であったが、21世紀の人口移動は、内戦、経済・産業、政治によってあっという間に人口流動の波が方向を変えるのである。そんな中で、女性も海外での出稼ぎに主体的に出てゆくが、彼女たちを待ち構えているのは言葉の壁である。そしてまた犯罪に巻き込まれて裁判に持ち込まれるケースが多くある。それぞれの国で裁判の手続きはことなるが、彼らが逮捕され取調べを受け、起訴され裁判になった場合、通訳人の存在が一番の頼りになる。しかし、日本には通訳人の資格認定制度がないため、言語能力の保証がない。ここでは、なぜ、多くの外国人が日本にやってくるのか、その外国人が犯罪にかかわり、逮捕され、取調べを受け裁判で審理される過程でいかに司法通訳人の役割が大きいのか、タイ人女性による殺人事件を例に司法通訳問題を論じてみよう。

1. グローバル産業時代の出稼ぎ

(1) フィリピンの出稼ぎ労働者

国境を越えた人身売買や海外出稼ぎ性産業は南北格差という経済構造の中で発展し深刻化していった。日本のバブル経済のピーク時には、東南アジアから多くの出稼ぎ労働者が日本にやってきた。例えばフィリピンからのエンターテナーの入国数を東京にあるフィリピン大使館の記録をみると、1982年には9,125人、1988年には41,423人と6年間で4倍強に増えている。その結果、オーバーステイなどで強制送還になった人数は1982年で409人（うち男性が14人）、1986年には4,697人、1987年には5,774人になった。それからは日本のバブル経済も弾け、日本に入国してくる東南アジアの出稼ぎ労働者数は下降の一途をたどるのである。1988年には3,698人、1989年には2,992人、1990年には3,233人であった。そのうちの37%を占めるのがフィリピン人のエンターテナーである（『フィリピン女性 エンターテナーの世界』土佐弘之）。フィリピン政府は出稼ぎを産業と考え外国に出て働き国に送金することを国民に奨励している。そんな中、男性の多くは中東で建設現場、石油産業でのいわゆる3Kという仕事に従事している。また女性の多くはメイドとして中東で働いていた。湾岸戦争が始まったときにはフィリピンの大統領はチャーター機を出し、多くのフィリピン男性を帰国させたくらいである。その後、行き先を失った出稼ぎ労働者は日本、香港、台湾などの東北アジア先進国に流れるようになった。

(2) 黄金の国日本

日本との経済格差により増える出稼ぎ労働者は実際には何を望んで日本に来るのだろうか。1990年代にフィリピン人のプロの泥棒が「家宅侵入罪未遂・窃盗未遂」で逮捕され、警察、検察庁での取調べの後、起訴された。事件は次のようなものである。

プロの泥棒が手下を一人つれて関西空港に降り立った。荷物は小さなサイドバッグのみ。まず二人は大阪市内に出て小さなゴルフのクラブ入れを買い、金

物屋でボールを買った後、それをクラブバックに入れて担ぎ大阪市内を散策した。御堂筋を北から南へ歩き、物色するのである。つまり空き巣に入りやすいビルを下見していたのであった。目的を定めた二人は、日中は大阪市内の観光を楽しんだ。夜中の12時になってその現場に戻ってきた二人は、雨とゆを上り二階のトイレの窓をボールでうち破り侵入しようと試みた。しかし、中の事務所で12時過ぎに残業している人がおり、その音に気が付いた会社員の通報で未遂のまま捕まったのである。彼らの所持品は次の日、早朝出発予定の飛行機のチケットであった。

裁判所でこの被告人は裁判官の「どうして日本にやってきたのか」という質問に対し次のようなことを述べた。

- ・安全である。たとえ見つかっても日本の警察はピストルで撃つことはない。撃ったとしても命をとるような撃ち方はしない。フィリピンでは、ガードマンまでは銃を持っていて、逃げたら後ろからでも容赦なしに撃ってくる。
- ・日本のオフィスには金庫があり、中には現金が必ず入っている。
- ・たとえ逮捕されたとしても、日本で懲役刑になれば刑務所で働くことができる。そして日当をためればまとまったお金を持って帰れる。衣食住を心配しなくても済む。フィリピンにいればいずれにしても仕事はない。

まさに日本はよい鴨である。

(3) 一攫千金

日本と一番経済格差のある東南アジアの国はバングラデシュである。バングラデシュでは一日、日雇い労働をすると1ドルの稼ぎになる。日本では同じ日雇い労働で1万円から1万5000円支払われる。食事、交通費、幹旋料を支払って1万円が手元に残る。バングラデシュと日本の日当を比べると同じ仕事をして100倍の差があることが分かる。一ヶ月10日、10ヶ月働いたとする。バングラデシュでは年間100ドルの収入になるが、日本に来て同じ労働をしたら1万円の100倍、つまり10,000ドルの稼ぎになる。例えばこれを日本人がある外

国に行って働けば100倍の稼ぎがあるといわれたと想像する。一日1万円を同じように年間100日働いたとすると年間1億円の稼ぎがある計算になる。バンラデシュの青年たちを陥れる一攫千金の魅力は相当なものである。日本の物価、家賃の高さ、また医療費の高さを知らない彼らは一旦日本に入国してから現実を知るのである。

(4) 女性の仕事

同じように、東南アジアの女性も中東のメイドの仕事から日本、台湾、香港、シンガポールに行き先を変えてきた。シンガポールではメイドの仕事などは3年間という条件をつけて労働ビザを発行している。台湾は外国人労働者を多く単純労働者として受け入れるようになった。しかし、日本では依然として単純労働者は受け入れていない。そのため、日本に出稼ぎにやってくる男性は不法と知りながら建設現場などでの3Kの仕事をしている。女性の場合はホステス、ソーブランドのソーブ嬢、そして売春婦として法律で守られることのない仕事に従事して家族に送金している。

そんな状況の中で、東アジア、東南アジアからの国境を越えた人身売買の組織が裏の世界では出来上がってゆく。つまり、斡旋業、女性を借金で縛り働かせて利益を得ようとするシステムである。こんな状況の中で、日本で犯罪を犯してしまった女性は数多くいる。

2. 「道後事件」の状況

(1) 被害者スー

この事件は1987年12月に松山で29歳のタイ人女性が複数のタイ人女性に殺されたというものであった。被害者の1960年生まれのタイ人女性スー。彼女は1982年ころ日本に出稼ぎを目的に入国。いわゆる「ジャパゆきさん」である。小学校4年で学校をやめ家族を食べさせるために15歳でバンコクに出て働くが、病気になった母親の治療代を出すだけの稼ぎがなく、22歳で日本に来日、スナックやソーブランドで働きお金を家族に送金する生活を余儀なくされた。

前章で述べたように、彼女もエージェントに支払う「借金300万円」の返済と家族への送金に追われながら働いていたが、1988年には一度不法滞在が発覚し強制送還になっている。しかし、すぐにビザを買い再来日、その後は肝臓を悪くしソープ嬢として働くことができなくなり、同じタイ人女性に働かせて自分が稼ぐ方法を考えたのであった。彼女は三人のタイ人女性を一人150万円でブローカーから買い、彼女たちに売春をさせて「借金」と称して多額の手数料をとっていたのである。そのスーのあくどさに耐え切れなくなった三人の「商品」に殺害されるのであった。

(2) 加害者オン

三人の加害者のうち、事件の6年後に逮捕されたのはオンだけであった。オンもやはり貧しいタイの農家に1960年に生まれた。彼女もスーと同様、母親の病気の治療費を作るために22歳で日本に出稼ぎにやってきた。日本に着いたとたん、300万円の「借金」があることを告げられ、仕方なしに売春婦として東京で働いていた。1983年には不法残留で摘発され、タイに強制送還されている。しかし、4年後の1987年に再来日、再び400万円の「借金」を抱えながら売春を繰り返す生活に戻ったのである。しかし2度目の不法残留も発覚し再度タイに強制送還されるが、1989年6月に三度目の来日を生活のために決心したのである。この時に売春婦管理ママであったスーに150万円でブローカーからオンは買い取られたのである。

そのうちにスーの下に後二人のタイ女性が同じく買い取られてきたのである。彼らはスーの監視のもとで監禁同然の生活を強いられていた。三人は何もしないでピンはねをするスーが憎くて仕方がなくなる。しかし殺すことを最初から考えたのではなく、彼女から逃げることを考えていたのである。奴隷状態であった三人が逃亡の相談をしているところへスーが帰ってきた。他の二人がスーの部屋に入り寝ていたスーの上に乗せ、オンにスーの足を押さえさせ二人はスーを殴った。

激しく抵抗するスーに腹を立てた一人は横にあった電話の受話器でスーの頭

を殴った。するとスーが机にあったカッターナイフを手にしたので、それを奪い取りもう一人の加害者がスーの首を何度もそのカッターナイフで刺した。足を押さえていたオンは二人から金槌を探してくるように言われ、流しの下にあった金槌を持ってくる。金庫を壊し中の現金を奪うための金槌であったが、血まみれになっているスーを見て、オンは恐怖のあまりにその金槌でスーの頭を数回殴打した。

(3) スーの死因

スーの死後、死体は6年かかって死亡鑑定書が愛知大学の四宮孝明教授によって作成された。それに基づきオンの第一審裁判では、オンが金槌で被害者の頭部を数回殴ったため、頭部打撲が原因のくも膜下出血による脳機能麻痺で死亡したと認定した。しかし、控訴審では以下のような控訴棄却理由が読み上げられた。

- ①被害者は、くも膜下出血により死亡したものではなく、Mが被害者の頸部をカッターナイフで切りつけたことによる失血死の可能性も否定できず、またこれにより切断された頸部の静脈から空気が入り、空気栓塞死した可能性が強い。
- ②仮に、被害者がくも膜下出血により死亡したとしても、被告人の殴打時には被害者は既に死亡していたものであり、右くも膜下出血は、脳動脈瘤の破裂や高血圧、動脈硬化などによっておこる病的くも膜下出血であるが、または被害者が極度の興奮状態となって発生したり、あるいはNらが電話の受話器で殴打したことにより発生した可能性が否定できない。
- ③被告人には、被害者の頭部を金槌で殴打する際、殺意はなかったとし、原判決には、これらの点において判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるというのである。—略— 被告人の金槌に殴打により、くも膜下出血を起こし、これにより死亡したものと認められ、被告人が使用した金槌の形状や被告人の殴打行為の状況、本犯行に至るまでの被告人らと被害者との関係等からすると、被告人に殺意があったことは明らかである。

(高松高等裁判所、控訴棄却判決文より)

(4) 裁判の争点

オンはスーを殺害した後に逃亡し6年後、売春防止法違反容疑で大阪・曾根崎警察署員に現行犯逮捕された。その容疑は不起訴になったが強制送還の手続きの際に採られた指紋が松山のスー殺害事件現場にあったものと一致したのである。また、自ら他の二人の共謀者に言われるがままにスーの足を押さえたり、金槌でスーの頭を数回殴ったことはオンも認めるところである。しかし、この事件では「確定的故意」か「未必の故意」があったかどうか争点になっている。つまり、犯行が計画的であったかどうか。またそうでなく衝動的に行ったとしても「殺意を持っていたかどうか」が大変重要であろう。オンは「殺すつもりはなかった」と主張している。

3. 担当司法通訳人

(1) 捜査段階の通訳人

松山地検での取調べ通訳人は松山在住のタイ人女性。当時高松高等裁判所管内でタイ語の法廷通訳人として登録されていた唯一の通訳人であった。日本人男性と結婚し、子供の関係で保育園、学校などでの社会生活には不自由しない日本語力は有していた。検察庁での供述調書によると黙秘権の告知および調書の読み聞かせがこの通訳人を介して行われ、オンとこの通訳人の署名が供述調書に記されている。

この調書によれば、「(スーが) 起き上がってきて復讐してくるのが怖かったので、完全に殺そうと思って、金槌で頭を殴って殺しました」とオンが言ったように書いてある。これは「確定的故意による殺害」であることを意味する。しかし、これは検察官の質問にオンが答えた言葉そのものではなく、検察官が質問に対する通訳人を介した答えをまとめて作文したものであり、またこの文章を逆に日本語に翻訳し、被疑者であるオンがサインをしているのである。

本来は捜査段階と裁判公判の通訳人は別の通訳人を任命するはずであるが、

法廷通訳人として一人しか登録されていなかったため、松山地裁はこの女性に法廷での通訳も依頼するが、この通訳人はその任命を辞退している。

(2) 松山地方裁判所での法廷通訳人

日本人女性でタイに赴任した夫について2年間タイに滞在した主婦であった。タイ語が堪能でなく、辞書を引き引きの通訳であった。被告人オンは通訳人交代の要請を裁判所に出すが認められず、その通訳人が最後まで続行した。しかし、すこし複雑な日本語になるとほとんどタイ語にできなく、難しい日本語の言い回しを平易な日本語に換えるなどするしか能力のない通訳人であった。全く法廷通訳人と称しがたい存在であった。松山地裁の裁判官は、オンが長く日本に滞在しているため、日本語を理解するであろう、よって通訳がなくても良いという判断を下してしまった。また第一審の国選弁護人も接見に通訳人を同行した際、タイ語がほとんどできないことは分かっていた。それで被告人との話は弁護人自らが日本語でするようになったという。実際、公判での弁護人の被告人質問はゆっくりとした日本語のみで行われている。

(3) 控訴審（高松高等裁判所）での法廷通訳人

大阪地方裁判所の登録法廷通訳人が高松高等裁判所に呼ばれた。タイ人の女性で法廷通訳の経験は多少あったが、日本語の表現力に乏しい通訳人であった。しかし、被告人の答えを日本語にする場合、過去と現在の時制がおかしかったり、語尾の助詞が不自然であったり、話の内容を省略したり要約したりしてしまった。問題なのは、この通訳人がタイ人であったため、被告人にとっては全く流暢なタイ語を話し安心させてしまった。オンにしたらこの通訳人によって自分のタイ語が100%正確に訳されていると錯覚してしまった。支援団体（アジアフレンド、RINK、京都YWCA・APT、タイ女性の人権のために手をつなぐ会、外国人労働者弁護団など）は「複数通訳の要求」を裁判所に出すが、裁判に対する傍聴者からの圧力としかとられなかった。

4. 通訳の実態

(1) 正確性を欠いた通訳

「正確に通訳をする」ということは裁判官、弁護士、検察官が発した質問は編集せずに言語変換することである。少なくとも通訳人の意思がそこに出てしまったら正確でなくなる。ここに実際の検察官と被告人の問答の記録を引用してみる。

[事例1]

弁護士：警察署でも検察庁でも、多分区別はつかないと思うけれど、この事件について聞かれましたね。何回か調べられた、わかりますか。

被告人：はい。

弁護士：まあ、そのそのちっちゃな部屋で、調べられたとき、、、。

通訳人：(タイ語) 普通の人、小さい小さい部屋で、事件についてのこと。

[注] 弁護士の言っている内容と通訳人の言っている内容が異なる。

[事例2]

弁護士：調書によるとね、『私がマりに金槌を渡そうとした時、スーを見ると、血が流れる音とスーの肩のあたりが激しく痙攣して動くのが見えました。(略) 私はそれを見てスーがまだ生きていたと思いました』というふうになっているの。

通訳人：(タイ語) わかりましたか？

弁護士：そんなこと言ってない？

通訳人：(タイ語) あなたは、スーはまだ生きていたと思った。

[注] 通訳人は弁護士の言った質問を訳す代わりに、それを「理解したか」と被告人に聞いている。そして弁護人にたしなめられると、タイ語で質問をすり替えてしまっている。弁護士が問いたかったのは「調書にこう書いてあるが、その通りですか、言ったのですか」と聞いている

のであって、内容の確認ではない。

〔事例3〕

裁判官：一点だけ、大事なことなので通訳して言っていただけますか。検察官に対する調書の内容を、最後に通訳して聞かせてもらったのではありませんか？

(二分間中断)

通訳人：(タイ語) あなたは読んだことがありますか。

被告人：ありません。

通訳人：(日本語) 供述調書を読み聞かせてもらったか、、、していない、ない。

〔注〕 供述調書の読み聞かせが行われたかという確認の質問である。通訳人は全く異なる意味のことを言っている。そしてタイ語でいえないので、日本語で弁護人の言ったことを繰り返している。

〔事例3〕

検察官：読んでる、よんでるか、読んでないか、どちらですか。

被告人：(タイ語) 訳してくれました。訳して私に聞かせてくれました。私は読んでません。私は全然わかりません。彼女は、こうでしょう？と私に言ってくれました。

通訳人：(日本語) あの最後に、読み聞かせの形で、読んでもないし、聞いてもない、その、取調べの時に、こうですね、こうですね、といわれて、あのその時、そうです、そうです、という風にいつ、最後に終わってサインしたのです。

〔注〕 少しずれた説明になっている上、最後に終わってサインしたなど被告人はしていない。

〔事例4〕

裁判官：バンコクが首都ですね？

通訳人：（タイ語）バンコク？

被告人：（タイ語）バンコク？

通訳人：（日本語）はい、首都です。

〔注〕 通訳人が勝手に裁判官に答えている。

〔事例5〕

裁判官：で、どのくらいの距離があるんですか？

被告人：バスは、あの、、、

通訳人：（タイ語）何キロ？

被告人：（日本語）12時間。

〔注〕 「どのくらいの距離があるか」を「何キロ？」と要約してしまった。

〔事例6〕

裁判官：…タイの国では人が亡くなったとき、その亡くなった人の遺体はどのようにするのですか？

通訳人：（タイ語）死人…？

裁判官：あの（通訳人に向かって）火葬か、土葬か、水葬か、それ全部でいいですよ。

裁判官：あるいは鳥に食わすか。〔笑い〕

通訳人：（タイ語）死んでしまった人…？

被告人：（タイ語）焼きます。

通訳人：（タイ語）タイでは…？

被告人：タイでは…

通訳人：あの、火葬。

〔注〕 被告人には火葬、土葬、水葬、鳥に食わせるなどの表現は訳されていない。

ない。そして「焼きます」を「火葬」と自分の中の言葉と置き換えている。

(2) 言語能力の無さ

通訳人は2年間タイで生活しただけで、特別にタイ語を学んだわけでもなかった。当日、公判には辞書を持ち分らない単語は全て辞書に頼ろうと考えていた。

裁判官の質問で次のようなことを被告人は聞かれた。

「被告の実家は貧しかったのですか」

通訳人は長い間辞書を見た結果「あなた、びんぼう？」と日本語を発した。

これは論外である。言語通訳をしたのではなく、日本語を簡単に解釈し直しただけである。

(3) 法的知識がない

その時、被告人に初めから殺意があったかどうか。犯行に及んでいるときに初めて殺してやろうと思ったのか、そうは思わなかったがもしかしてこんなことをしたら死んでしまうかもしれない、、、でもそれでも良い、と思ったか。それとも金槌で殴って人が死ぬとは全く思わなかったのか。これらの被告人の意識を弁護側、検察側が問い正し、裁判で争うのである。つまり、殺意を最初から持っていれば「確定的故意」がある「殺人罪」、全く持っていなくて不可抗力で死んでしまった場合は「過失致死」。死んでしまっても良いと思った場合は「未必の故意」が認められるという判断になる。もっとも重要なのは、裁判官がそのような状況を判断し判決をくだす。その時の量刑に関わるので通訳人は裁判の争いの焦点が何であることをしっかりと把握していないといけない。

この裁判の場合は、「確定的故意があったのか」、「未必の故意があったのか」を争っている。しかし、通訳人はその被告人の微妙な心の動きを繊細に通訳する技術すら持っていなかったと判断する。

5. おわりに

この事件は大変不幸な事件である。家族を養うために外国に出稼ぎにやってきた女性。被害者も加害者も家族のため、生きるために日本にやってきた。しかし、黄金の国日本は実際は黄金ではなかった。支度金、斡旋量を稼ぐ地下組織による国境を越えた人身売買の被害者に女性たちになってゆくのである。そんな状況で皮肉にも唯一彼女たちの人権を守れるのは裁判である。通訳人はそこに介在し、被告人が人間として公正な扱いを受け、自分が何で起訴されているかはっきりと知り、裁判で自己弁護できるチャンスを日本の裁判所は保障しているはずである。しかし、このような不備な通訳人を裁判所が採用し、またいくら支援団体が通訳人の不備を主張しても、法曹三者はあまり問題にしなかったという不運が重なり、この被告人は人としての権利、自尊心を失ったままの判決であった。法廷通訳人は裁判所から任命されて公正な裁判を行うために裁判所に雇われている。であるから、法廷通訳人は決して被告人のためだけの通訳をするものではない。被告人に対しては中立な立場で接しなければならない。しかし、法廷通訳人ができることは、正確に訳す、編集しないで訳すということ。被告人が日本で正当な裁判を受けるといふ人権を保障するために法廷に存在しているのである。しかし、この道後事件では、被告人が自分の裁判を十分理解することなく、また主張が正確に伝わったか分からない状況で裁判が終了したのは、まさに通訳のせいであり、大変な問題である。もちろん、この通訳人を起用し続けた裁判官にも大いに非があるといわざるを得ない。

国家の政策により、また地球上で起こる経済の格差により、生きることを求めて人は流動してゆく。若者は夢を追ってより良い生活を求めて出稼ぎに出る。そのような中で、日本で犯罪にかかわり、逮捕され、裁判にかかる外国人が2003年は約12万人に及んだ。その裁判における通訳者の質、能力、倫理観が日本における裁判に大きく作用することを認識する必要があるだろう。

参考文献

津田守監訳者、訳者：小森恵、宮脇撰、高畑幸、『フィリピン女性エンターテイナーの世界』明石書店、1995年

土佐弘之、『アジア経済—セクシャリティのグローバル化と国際人権レジーム』アジア経済研究所、2003年

深見史、『通訳の必要はありません』創風社、1999年

『女性学』日本女性学会学会誌7号、1999年

『人身売買と受入大国日本』京都YMCA・APT編、明石書店 2001年、

『ジェンダー・女たちの危機』、神奈川・女のスペース“みずら”編、2002年

Summary

Murder Case Committed by Thai Woman: Court Interpreting System

Hiromi Nagao

There is a worldwide trend of demographic move due to the economical gap between developed countries and developing countries. In Japan, there are many migrant workers who come and work illegally, since Japanese government does not issue working visas to simple laborers. Among them, there are many women who come to Japan to work as hostesses and entertainers. Some get involved in crimes and brought to the Japanese court where they do not understand the language. In the process of investigation at the police and the prosecutor's office and also at the court, the foreign suspects and defendants are provided interpreters. This paper will introduce a murder case committed by Thai women with a very poor interpreter. The human rights of a foreign defendant were being deprived of by the insufficient interpreting system in this case.